

大津市総合計画等策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想（以下「基本構想」という。）及び基本構想を実現するための基本的な計画で市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるもの（以下「基本計画」という。）並びに大津市国土利用計画（以下「国土利用計画」という。）の策定に関し、住民、関係団体、民間事業者等から広く意見を聴取するため、大津市総合計画等策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見を聴取する事項)

第2条 懇談会においては、次に掲げる事項について、意見を聴取する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) 基本計画の策定に関すること。
- (3) 国土利用計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、懇談会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者25人以内で構成する。ただし、第3号の規定による公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、第1号及び第2号に掲げる者をもって構成するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体その他団体が推薦する者
- (3) 市長が行う構成員の公募に応募した市民

(会議)

第4条 懇談会の会議（以下この条において「会議」という。）は、第6条の規定により庶務を担当する課の長（以下「庶務担当課長」という。）が招集する。

- 2 懇談会に座長を置き、構成員のうちから、庶務担当課長が指名する。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 庶務担当課長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開するものとし、公開に関する事項は、別に定める。

(部会)

第5条 懇談会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき構成員は、庶務担当課長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する構成員のうちから、庶務担当課長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会議の進行を行う。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、庶務担当課長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月6日から施行する。